（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	900
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字上平丸字野口三〇六、三〇七、三〇九の一、三二四、字花立九六三の二、九六五の一、九六五の二、九六六から九六八まで、九六七の一、九八三から九八六まで、九八八の一から九八八の四まで、九八九から一〇〇〇まで、一〇〇〇の子、一〇〇一の一から一〇〇一の三まで、一〇〇二から一〇二五まで、一〇二六・一〇二七合併、一〇二八から一〇三五まで、一〇三七から一〇三九まで、一〇四〇の一、一〇四〇の二、一〇四二の一、大字下平丸字花立六八〇一から六八〇六まで、上越市名立区東飛山字下瀬ノ平九六八、九六九、九七三、九七六から九七九まで、九八三、九八五から九九〇まで、九九四、名立区瀬戸字下モ仙納平一五二六、一五二九、一五三二、一五三四、一五三五、一五三九から一五四一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	600
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○農林水産省告示第千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊崎田字小谷俣八四六一の二、八四六五の四、八四六六の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町野々上字上ノ山七九五の二（次の図に示す部分に限る。）、字天神谷八〇一の四・八〇一の五・八〇一の八・八〇一の一二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）八〇一の二、八〇一の三、八〇一の六、八〇一の七、八〇一の九から八〇一の一一まで、八〇一の一八、八〇一の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山七九五の二、字天神谷八〇一の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市波賀町鹿伏字清木二八四の一八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県福井市灯豊町四〇字瓦礫一五、四一字阻山谷一一五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町糠二一二字八幡壁二一の一、二六の一、三一の一、三二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）